

## 特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会の役員報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は 常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。  
ただし、旅費等の実費は支給することができる。

### (補則)

第3条 この規定の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

### (附則)

この規定は 2019年 7月 1日より施行する。

(作成例)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会	事業年度	31年4月1日～2年3月31日
-----	--------------------	------	-----------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取金額	813,000円
受取寄付金	173,000円
受取民間助成金（公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟）	83,000円
受取市川市助成金	24,440円
文化的事業	
・世界の料理参加費	67,900円
・日本語ボランティア市川金曜日教室参加費	54,500円
・日本語ボランティア行徳金曜日教室参加費	86,400円
・ユネスコ市民研修チケット代	25,000円
・絵画展協賛金	280,000円
雑収入	26,962円
受取利息	36円
合計	1,634,238円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	0円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3) その他


2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
なし	0円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	0円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
なし	0円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		80,000 円	協賛金
		50,000 円	協賛金
		49,280 円	市川市市民活動団体事業補助金
		30,000 円	ユネスコスクール活動助成金
		3,000 円	書損じはがき助成金

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		253,442 円	チラシ作成、表彰式、賞状代等
		231,000 円	構成団体負担金
		203,932 円	演奏者謝礼、チラシその他
		112,104 円	市川市ユネスコ協会広報紙
		115,007 円	チラシ作成、講師謝礼等

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				0 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	貸付資産の内容等
なし				0円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
なし				0円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

#### 4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

## 5 給与の総額等に関する事項【⑥給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項】

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
人	円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
令和2年6月18日	外国人のための歌舞伎鑑賞教室		日本の代表的芸術文化の歌舞伎を鑑賞させる	59,742円
令和2年7月6日	第24回ユネスコ音楽祭		音楽の鑑賞及び歌手と共に歌舞伎を味わせる	92,776円
令和2年2月1日	ユネスコ市民研修		広く一般市民にオーストリアとの友好を広める大きさを理解させる	14,510円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 領
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円

## 認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること							
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
区分	項目	役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割合 (② ÷ ①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④		割合 (④ ÷ ①) ⑤
					③	⑤	
Ⓐ 年月日～年月日	令和3年1月1日～2年3月31日	21人	0人	0%	0人	0%	
Ⓑ 年月日～年月日		人	人	%	人	%	
Ⓒ 年月日～年月日		人	人	%	人	%	
Ⓓ 年月日～年月日		人	人	%	人	%	
Ⓔ 年月日～年月日		人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	

Ⓐ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

## (注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

八

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項目	記載方法	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ」から「Ⓔ」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「Ⓒ」～「Ⓔ」の欄を記載する必要はありません。ロ、ハ、ニについても同様です。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」については、上記イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓔ」）を示したもので す。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」については、上記イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓔ」）を示したもので す。	

**役員の状況**

法人名	特定非営利活動法人市川市ユネスコ協	a	b	c	d	e	申請時
役員数	21人	人	人	人	人	21人	
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	0人	
(2) 最も人数が多い「特定法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の人数親族」のグループの人数	0人	人	人	人	人	0人	

**役員の内訳**

氏名	住所	職名	続柄等	就任時の状況					申請時	就任・退任年月日
				a	b	c	d	e		
吉崎 晴子		会長	無	○	○				○	27.4.1~
沼倉 啓子		理事	無	○	○				○	27.4.1~
吉岡 昭一		理事	無	○	○				○	27.4.1~
遠山 悅子		理事	無	○	○				○	27.4.1~
藤村 忠夫		理事	無	○	○				○	27.4.1~
豊田 元子		理事	無	○	○				○	27.4.1~
小原 知加		理事	無	○	○				○	27.4.1~
大浦 京子		理事	無	○	○				○	27.4.1~
宮内 洋子		理事	無	○	○				○	27.4.1~
中島ふみ子		理事	無	○	○				○	27.4.1~
青野 雅子		理事	無	○	○				○	27.4.1~
小林 俊之		理事	無	○	○				○	27.4.1~
石原 恵子		理事	無	○	○				○	27.4.1~
松本 定子		理事	無	○	○				○	27.4.1~
臼倉サナエ		理事	無	○	○				○	29.4.1~
高根 英樹		理事	無	○	○				○	30.4.1~
桑原 純子		理事	無	○	○				○	31.4.1~
鶴岡 崇		理事	無	○	○				○	31.4.1~
佐藤多恵子		理事	無	○	○				○	31.4.1~
牧野 功		監事	無	○	○				○	27.4.1~
丸山 洋		監事	無	○	○				○	31.4.1~

## 帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会		
伝票 又は 帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕 訳 表	エクセル管理 ファイル	随 時	7 年
総勘定元帳	エクセル管理 ファイル	随 時	7 年
現金出納帳	エクセル管理 ファイル	随 時	7 年
預金出納帳	エクセル管理 ファイル	随 時	7 年
入金・出金振替伝票	バインダー	随 時	7 年
請求書・領収書	バインダー	随 時	7 年
事業報告書	総会資料にファイル	年度末	永 久
財産目録	総会資料にファイル	年度末	永 久
貸借対照表	総会資料にファイル	年度末	永 久
収支計算書	総会資料にファイル	年度末	永 久

## 認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人市川ヤエヌコ協会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							<input checked="" type="checkbox"/>
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申詔時	
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>
口							
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申詔時	
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 寺川市エヌコ協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="checkbox"/>
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項 その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		<input checked="" type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</li> </ul> <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第7表）

法人名	特定非営利活動法人や川ネスコ協会
-----	------------------

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ○				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

Ⓐ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

「認定基準等チェック表」（第7表）記載方法

項目	記載方法	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「Ⓐ」から「Ⓔ」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓔ」）を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「Ⓐ」～「Ⓔ」の欄を記載する必要はありません。

**欠格事由チェック表**

法人名	特定非営利活動法人市川市ユースコ協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかるわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		
<p><input checked="" type="checkbox"/> ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等<sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		
1	役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	
二	暴力団の構成員等の有無	
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	